

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 8 月 1 0 日

新潟市長 篠 田 昭

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始年月日 |
|-------|---------|--|--------------------|
| 県道 | 新潟大外環状線 | 新潟市北区前新田字前新田甲 355 番 7 地先から 新潟市北区前新田字前新田乙 1 番 1 地先まで | 平成 2 1 年 8 月 1 0 日 |
| 県道 | 新潟五泉間瀬線 | 新潟市北区前新田字前新田甲 155 番 2 地先から 新潟市北区前新田字前新田乙 5 番 1 地先まで | 平成 2 1 年 8 月 1 0 日 |